

中之条町沢渡温泉第3太陽光発電事業プロポーザル仕様書

1 業務内容について

- (1) メガソーラー設備、土地造成、系統連系に係る負担金等、事業に必要な全ての資金のリース業務
- (2) メガソーラー施設の設計、施工、工事監理一式
- (3) 電気事業者及び関係機関との協議及び申請手続き一式
- (4) 設備機器の法定点検、定期点検、部品交換、保証等を含むメンテナンス一式
- (5) 施設全体の維持管理一式
- (6) その他、本事業開始に伴う全ての経費

2 建設地について

中之条町大字上沢渡字唐操原 3097 番 165 外
面積 約 4.2ha

3 メガソーラー施設建設工事について

- (1) 工事期限
 - ア 工期は契約日の翌日から平成29年5月31日までとする。
 - イ 工期内に試運転、完成検査、関係機関への手続き、承認等全てを完了すること。
 - ウ 平成29年6月1日から中之条町が発電及び売電を開始できること。
- (2) 土地造成

整地、付替道路工事、駐車場整備を含む提案とすること。
- (3) 設備、機器
 - ア 発電出力はパワーコンディショナーからの出力で2MW未満とすること。
 - イ パネル容量は2,500kWまでとする。なお、使用パネルはハンファQセルズジャパンの製品とする。設備認定の内容は、様式6「企画提案内容総括表」に記載されている設備を参考とすること。
 - ウ 採用する設備機器については、製品の性能、信頼性及び製造メーカーの保守体制等を重視すること。
 - エ パワーコンディショナーは設備認定上、明電舎製となっているが、設備の軽微変更でより良いパワーコンディショナーを提案することは可能とする。
- (4) 系統連系
 - ア 系統連系は高圧連系(6.6kV)とする。
 - イ 固定価格買取制度に基づく全量売電が可能なシステム構成とすること。
 - ウ 電気事業者と協議を行うこと。
- (5) 基礎、架台

ア 基礎、架台は設置環境に最適な工法を採用し、経済性、耐久性、十分な強度を確保すること。

イ 架台の高さは 50 cmの積雪及び雪の滑落を加味した設計とし、冬季を考慮した提案とすること。

ウ パネルの設置角度は積雪を考慮して 20 度以上とする。なお、パネル接合部の取り付けボルト等の突起が雪の滑落障害にならないよう考慮した提案とすること。

エ 撤去時の費用等を考慮した提案とすること。

(6) 施設管理方法

ア メガソーラー施設は無人管理とし、町役場内においても遠隔監視を行うことができるシステムとすること。

イ O&M契約期間中は、システムの運転状況について、町も同様の内容をモニタリングできること。

ウ 遠隔監視等に必要とされる機器の費用も提案に含めること。

(7) データ収集、情報発信

ア 運転データ等はデータ収集装置により収集し、発電量等の情報をインターネット及び携帯電話端末等を利用して情報発信、確認ができるシステムを構築すること。

イ データ計測の方法は「太陽光発電新技術等フィールドテスト事業システム計測指針 (NEDO)」に基づくこと。

ウ データ収集、情報発信に必要とされる機器の費用も提案に含めること。

(8) その他、付帯工事、設備等

ア 売電開始から 20 年後の固定価格買取制度期間終了時には設備を撤去する前提とする。よって、提案に撤去費用も含めること。撤去費用の算出については毎年一定の費用を積み立てるものとして計算する。なお、その費用は町の口座に積み立てるものとする。

イ 施設内は現状の土壌のまま利用し、必要な雑草対策を講じること。

ウ 施設全体を囲う安全柵を設けること。

エ 必要な雨水対策を講じること。

オ 必要な積雪対策を講じること。

カ 外灯、電話 (光回線)、監視カメラ等の必要とされる工事を行うこと。

キ 現状からの工事開始とするため、必要に応じて測量、地質調査等を行うこと。

ク メガソーラー設備、土地造成、雑草対策については、地元雇用の促進に努め、町内事業者への発注に努めること。

(9) 協議、申請

ア 関連法令、規格等に基づき、関係機関、電気事業者等との協議、申請事務を行うこと。

イ 事務手続きに必要な費用は提案に含めること。

(10)適用規格、法規等

本工事の設計及び施工にあたっては、関連法令等を遵守すること。

- ア 労働基準法
- イ 労働安全衛生法
- ウ 電気事業法
- エ 電気設備に関する技術基準を定める省令
- オ 消防関係法規
- カ 建築基準法
- キ 日本工業規格（J I S）
- ク 日本電機工業会標準規格（J E M）
- ケ 日本電気規格調査会標準規格（J E C）
- コ 日本電線工業会規格（J C S）
- サ （財）電気安全環境研究所（J E T）認証
- シ 電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン
- ス 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法
- セ 森林法
- ソ 土壌汚染対策法
- タ その他、関連する規格、法規等

4 リース契約及びO&M契約について

(1) リース期間

- ア リース期間は、再リース期間も含め、契約後、売電を開始した時点から15年以上20年6カ月以内とする。
- イ リース料金は売電開始時から6カ月経過後が第一回目の支払いとなるように計算すること。各年度における支払時期、回数は提案によるものとする。

(2) リース料金の取り扱い

- ア 消費税は8%で計算すること。但し、契約時までには消費税法の改正による税率改正があった場合、改正後の税率に準ずる。
- イ リース期間満了後の当該施設の取り扱いについては協議によるものとするが、今回のプロポーザルでは、参考としてその取り扱いを提案のうえ、リース金額を算定すること。

(3) リース料金に含める事項

- ア メガソーラー施設のリース（建設工事、負担金、申請手続き等一切を含む。）
- イ メガソーラー施設に係る固定資産税
- ウ 動産総合保険、ただし5の売電収入保障を特約で付けることができない場合は、リース契約から外し、別途、5の売電収入保障特約を含んだ保険を提案することは

可能とする。

(4) O&M費用に含める事項

ア O&M費用については、日常の監視費用、法定点検、定期点検に係る費用、雑草対策費用、パワーコンディショナー交換など設備交換に係る費用に分けて記載すること。なお、パワーコンディショナー交換など設備交換に係る費用は、町の口座に一定額を積み立てることとする。

イ 雑草対策については防草シートや砕石などを利用することなく現状の土壌を残し、草刈りで対応すること。

(5) その他

リース料及びO&M費用は町が発電による入金後に支払いが発生するように計画し、町の資金負担が20年間を通じて一切ないようにすること。なお、町が発電収入の入金サイトは発電から6カ月とする。

5 保険について

町は太陽光発電設備について通常の動産損害保険に加えて売電収入保障特約を付けることで太陽光発電事業に係るリスクを最大限低減する方針であり、事業者は町に対して適切な保険を提案すること。また、保険を利用する以上にリスクを低減できる仕組みを保有する場合は、それを提案することも可能とする。

6 設備の稼働保証について

- (1) 常時運転監視を行い、パワーコンディショナー等の不具合により運転しなくなった場合は2時間以内に復旧すること。
- (2) 設備の不具合が起き、保険対応できない場合は全て工事会社の責任で復旧すること。
- (3) 設備の不具合により稼働できずに町に機会損失が発生したとき、保険で対応できない場合はその機会損失分を全て工事会社が補填すること。
- (4) パネル上の積雪により設備の不具合が無いにも関わらず発電できない場合は、工事会社の責ではないが、冬季を考慮した提案を前提に積雪処理の対応を町と協議し、速やかに発電できるように努めること。

7 その他

本設備が、平成25年度の再生可能エネルギー固定価格買取制度における36円（税抜）の調達対象となるようにすること。